

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 2 0 号

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(香芝市子ども医療費助成条例の一部改正)

第 1 条 香芝市子ども医療費助成条例（平成 3 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 4 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第 2 条中「本市」を「香芝市」に改める。

(香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第 2 条 香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成 3 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(香芝市心身障害者（児）医療費助成条例の一部改正)

第 3 条 香芝市心身障害者（児）医療費助成条例（平成 3 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第 2 条第 1 号中「本市」を「香芝市」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。